

船橋市教育委員会会議 5月定例会会議録

1. 日 時 平成20年5月22日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時05分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | | | |
|----------|--|-----|-----|
| 委 員 長 | | 中 原 | 美 惠 |
| 委員長職務代理者 | | 篠 田 | 好 造 |
| 委 員 | | 村 瀬 | 光 一 |
| 委 員 | | 山 本 | 雅 章 |
| 教 育 長 | | 石 毛 | 成 昌 |
4. 出席職員
- | | | | |
|----------------|--|-----|------|
| 教育次長 | | 村 瀬 | 光 生 |
| 管理部長 | | 松 本 | 清 |
| 学校教育部長 | | 松 本 | 文 化 |
| 生涯学習部長 | | 中 台 | 雅 幸 |
| 学校教育部参事兼学務課長 | | 阿 部 | 裕 |
| 生涯学習部参事兼社会教育課長 | | 山 田 | 清 |
| 生涯学習部参事兼中央公民館長 | | 須 藤 | 元 夫 |
| 総務課長 | | 高 橋 | 忠 彦 |
| 財務課長 | | 武 藤 | 三 恵子 |
| 施設課長 | | 千々和 | 祐 司 |
| 指導課長 | | 加 藤 | 廣 行 |
| 保健体育課長 | | 清 水 | 龍 夫 |
| 総合教育センター所長 | | 福 田 | 衛 |
| 文化課長 | | 狩 野 | 桂 一郎 |
| 青少年課長 | | 大 野 | 栄 一 |
| 生涯スポーツ課長 | | 石 井 | 誠 |
| 西部公民館長 | | 和 田 | 文 男 |
| 青少年センター所長 | | 鈴 木 | 登 |
| 郷土資料館長 | | 神 保 | 君 雄 |
| 児童生徒防犯対策室長 | | 鈴 木 | 仁 |

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第18号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備
に関する規則について

議案第19号 船橋市学区審議会委員の委嘱について

議案第20号 平成20年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱について

議案第21号 船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

議案第22号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

第3 報告事項

- (1) 平成20年度全国学力・学習状況調査について
- (2) 平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について
- (3) スクールガード・リーダーの委嘱について
- (4) 児童・生徒防犯対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
- (5) 適応指導教室の愛称制定について
- (6) 西部公民館の開館について
- (7) 第21回船橋市文学賞について
- (8) 船橋市民文化ホール開館30周年記念
船橋フィルハーモニー管弦楽団特別演奏会について
- (9) 市制施行70周年記念「新版 船橋のあゆみ」の刊行について
- (10) 第41回船橋市少年少女交歓大会の実施報告について
- (11) MIPスポーツ・プロジェクト（NPO）主催事業について
- (12) ホタル自由観賞会について

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから教育委員会会議5月定例会を開催いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りしたいと思います。

4月17日に開催いたしました教育委員会会議4月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますけれども、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。当該会議録について承認をいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第19号、議案第21号及び議案第22号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当し、議案第20号は、教科書採択に関する案件ですので、同規則第14条第1項第5号の「会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」に該当しますので、非公開といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

当該議案を非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、臨時代理の報告第5号について、生涯スポーツ課、ご報告願います。

【生涯スポーツ課長】

報告第5号「船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

これは船橋市スポーツ審議会委員でありました内田衛氏から5月2日付で辞任届が提出されました。したがって、5月3日付で五十嵐博氏を委員として委嘱したものでございます。これを臨時代理とさせていただきます。5月15日に本年度の第1回の船橋市スポーツ審議会の開催が予定されておりましたことから、後任の委員を早急に委嘱する必要があったことによるものであります。

以上、ご報告申し上げます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、議決事項に入ります。

はじめに、議案第18号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

それでは、議案第18号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係規則の整備に関する規則について」ご説明いたします。

資料の7ページから9ページの新旧対照表をご覧ください。

これまでも船橋市では、学校ごとに学校評価を行ってきたところでございますが、昨年、学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され、学校運営の組織的改善、保護者・地域住民等との連携、教育水準の向上の3つを目的とした学校評価が法令上に規定されました。そこで、このたび規則改正を行うというものでございます。

具体的には、7ページ、8ページの「船橋市立小学校及び中学校管理規則」、9ページの「船橋市立高等学校管理規則」、10ページの「船橋市立特別支援学校管理規則」の3つの管理規則を改正し、それぞれの規則に新たに学校評価として、「自己評価」、「学校関係者評価」、「評価結果の設置者への報告」を加えるものでございます。

次に、8ページの第12号様式の表をご覧ください。

これは船橋市立小学校及び中学校管理規則第49条に規定されております組織編制報告書について、表中の表記を現在実際に使用されている表記に改めるものでございます。これは千葉県教育委員会が各学校の状況により、必要に応じて配置する加配教員の名称を改めたことによるものでございます。

具体的には、「特別支援学級増置教員」を「特別支援教育増置教員」、「統合増置教員」を「統合加配教員」、「生徒指導増置教員」を「生徒指導加配教員」という呼び名に改めるものでございます。内容は特に変わっておりません。

ご審議よろしくお願いたします。

【委員長】

ただいま議案第18号について説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

特に内容が変わるということはないわけですね。

【委員】

船橋市独自ということはないのでしょうか。

【学務課長】

前段にご説明いたしました「学校評価」については新たにつけ加えるものでございます。表中の表記を改めるものについては、名前が変わっただけで、特に内容が変わるものではございません。

【委員】

文章が難しく、よくわからないんですが、最初、学校が自分を評価して、それを今度は学校関係者が再度評価するということですか。

【指導課長】

内容をご説明いたしますと、まず「自己評価」という形で、学校が自分の学校について評価する、これが「自己評価」でございます。その評価の結果について、今度は学校

関係者、たとえば保護者の方ですとか、学校の地域の方など、お願いした方たちに、自分たちの「自己評価」の結果が適切であるかどうかを評価していただく、これが「学校関係者評価」でございます。

以上でございます。

【委員】

客観的な評価を求めるとのことですね。

【委員】

5ページの「学校関係者評価」の第13条の3の2行目にあります「当該学校の児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者」というのは、成人を想定していて、在籍児童生徒は含まれていないということですか。

【委員】

「当該学校の関係者」というのは、評議員のことを指しているのでしょうか。

【指導課長】

委員長のご質問についてですが、児童生徒が評価するものではないということでございます。

【委員】

保護者が評価するということですね。

【指導課長】

はい、そうです。

それから、今の学校評議員についてですが、実質的には重なる場合もございますが、組織としては、学校評議委員会と学校関係者評価委員会は別のもとなっております。

【委員】

法改正に伴って規則を改定し、そして組織を立ち上げるということがこれからの作業になるということですね。

【委員】

「児童又は生徒の保護者その他の」のところ、文章に読点が入っていないので非常に分かりにくいと思いますが、問題はないですか。

【教育長】

これは学校教育法の文言を使用しているという関係もありますので、読点は入れられないと思います。

【委員】

法令に伴う規則改正で、法令にのっとらないといけないと思いますので、船橋市だけ独自にここに読点を入れるというのは難しいでしょう。

【学校教育部長】

この表現でご理解いただきたいと思います。

【委員長】

そういったわかりにくさもあるということをごちらが認識しておいて、ご説明のときなどには補足するという形でよろしいでしょうか。

他にご意見等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、議案第18号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」を採決いたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第18号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号について、学務課、ご説明願います。

議案第19号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」は、学務課長から説明後、審議に入り全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第20号について、指導課、説明願います。

議案第20号「平成20年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱について」は、指導課長から説明後、審議に入り全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第21号について、総合教育センター、ご説明願います。

議案第21号「船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」は、総合教育センター所長から説明後、審議に入り全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第22号について、青少年センター、ご説明願います。

議案第22号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は、青少年センター所長から説明後、審議に入り全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

初めに、報告事項(1)について、指導課、報告願います。

【指導課長】

平成20年度全国学力・学習状況調査実施の内容について報告申し上げます。

今年度の全国学力・学習状況調査は、4月22日火曜日に小・中学校全校が実施いたしました。調査人数を申し上げますと、小学校6年生は5,045名で、在籍者数の98.3%、中学校3年生は4,018名で、96.6%でした。合わせますと9,063名、97.5%の参加率となりました。

問題の構成は、昨年度と同様、国語、算数、中学校は数学です。主として知識に関する問題Aと活用に関する問題B、これも昨年と同様でございます。また、生活習慣や学習環境等に関する質問紙も昨年と同様でございます。今回の結果の返却につきましては9月ごろの予定となっております。

以上でございます。

【委員長】

文部科学省は、今回はなるべく早く返却するということですので、こちらも2年分の検討をどうするかを考えておかなければなりません。

何か、ご意見等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、次に移ります。

報告事項（2）、報告事項（3）及び報告事項（4）について、続けて保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

報告事項（2）「平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について」、ご説明いたします。

資料として、4月2日の新聞の切り抜きを、机上に置かせていただきましたので、ご覧ください。

文部科学省では、3月11日付で、標記の件について、予算成立をもって実施する旨の通知をしております。この調査の目的は、子供の体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子供の体力の状況を把握、分析することにより、子供の体力の向上にかかわる施策の成果と課題を検討し、その改善を図ることとしております。

調査対象学年は、小学校5年生と中学校2年生としています。児童生徒に対する調査事項には、現在各学校で行っております新体力テストと同様の実技調査、具体的には、50メートル走とか、立ち幅跳びとか、握力とか、上体起こし等、8種目の実技があるわけですが、それと生活習慣、食習慣等に関する質問紙調査がございます。

また、学校に対しても質問紙調査があり、平成20年4月から7月末の間に実施することとなっております。最終的な参加意向調査は、今月の19日に完了しており、船橋市からは小学校11校、中学校6校の計17校が参加することになりました。なお、葛南教育事務所管内では、小学校148校中36校、中学校69校中23校が参加することとなっております。

今後の予定は、6月下旬に文部科学省から参加意向のあった学校へ調査票が直接配付され、7月末に回収されます。その後、12月に調査結果が教育委員会、学校へ提供されることとなっております。

以上でございます。

続きまして、児童・生徒防犯対策室長よりご説明させていただきます。

【児童・生徒防犯対策室長】

報告事項（3）船橋市スクールガード・リーダーの委嘱についてご説明いたします。
資料の23ページをご覧ください。

この資料は、スクールガードの皆さんに向けて年3回発行しております情報紙でございます。4月末に発行いたしました最新号となっております。

25ページをご覧ください。

4月1日、昨年度に引き続きまして、ここに記載されております7名を船橋市スクールガード・リーダーとして船橋市教育委員会から委嘱いたしました。任期は来年3月31日までとなっております、この間、学校、保護者、地域の皆さんがよりよい防犯活動を行うため、専門家の立場でその指導、援助を行っていただきます。資料にありますように、今年度は警察OB3名と教職員OB4名を委嘱し、1人当たりおおむね8校を担当していただきます。このうち5名は昨年に引き続きお願いした方で、2名が新規の委嘱となりました。この7名の方は4月17日に千葉県からも地域学校安全指導員として委嘱されましたが、千葉県が委嘱したスクールガード・リーダーの活動時間を拡大し、本事業の充実を図るため、あわせて市教育委員会も委嘱しているものでございます。

続きまして、報告事項（4）「船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」、ご説明いたします。

資料の27ページをご覧ください。

この協議会は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するに当たって、特に児童生徒に対する防犯対策を推進するための協議及び関係団体への周知、協力を図ることにより、子供たちの安全な生活環境の確保に寄与することを目的に、平成18年5月に発足いたしました。委員の構成は、町会・自治会、ボランティア団体、PTA、小・中学校、警察、船橋市及び船橋市教育委員会の関係各課でございますが、設置要綱の規定により、委員の任期が満了したため、このたび5月20日にこちらの名簿の方々を新たに委嘱、または任命したものでございます。

この協議会は、学校や地域、行政が一体となって、児童生徒を犯罪から守るための重要な組織で、年4回の会議を開催しております。さまざまな課題や議題に取り組み、協議や取り組みの検討を行っております。また、昨年度の「児童生徒の安全の確保に関する指針」を策定するに当たりまして、その監修に携わっていただいております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告いただきましたけれども、ご質問、ご意見等ございますか。

【委員】

報告事項（3）のスクールガードの件でございますが、277団体、4,353人の

スクールガード・リーダー及びスクールガードの皆さんには、本当に感謝申し上げたいと思いますし、防犯対策室ができて、不審者情報の件数も毎日のように結果が出ているということで非常に喜ばしいことです。今後この活動を広めていただきまして、本当にゼロに近づけられるよう努力をしていただきたいと思いますし、本当に期間が長いことですので、粘り強く頑張ってくださいと思います。

以上です。

【委員長】

教育委員会の役目として、子供の安全を地域で守るという仕組みをつくるということは、非常に大事なことです。そういう意味では、こうして組織が着々とできて、成果も数字で見えるようになってきているということはとても素晴らしいことだと思います。続けて皆さんの力をかりながら進めていけたらと思います。よろしくお願いします。

他に、ご意見やご質問はございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、報告事項（５）について、総合教育センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

では、報告事項（５）「適応指導教室の愛称制定について」、ご報告申し上げます。

29ページをご覧ください。

愛称制定につきまして、その趣旨ですが、児童生徒や保護者が一層利用しやすい環境づくりを進めるために、愛称をつける方向で昨年度より検討してまいりました。その過程では、周辺の市などを調査した結果、やはり愛称がついているところも多いという実態も浮かび上がりました。

その制定の経過ですが、昨年8月から適応指導教室推進委員会で検討を2度ほどしてまいりました。推進委員の方々がそれぞれの場に持ち帰り、様々な案をまた持ち寄るという作業を経ております。

愛称は「ひまわり」ということになりました。その理由は、資料29ページの3番の（２）に書かれておりますが、太陽をイメージする植物であり、市の花でもあるということから、「ひまわり」という愛称となりました。既に校長会や文書で各学校には通知してございますが、今後、広く広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま、報告いただきましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

リーフレットには、船橋市適応指導教室「ひまわり」というふうに記載されるのでしょうか。

【総合教育センター所長】

併記するようです。

【委員】

「適応指導教室」はその名称のまま、まだ当分いくのでしょうか。いろいろな名称が教育支援に変わっているところがあるので、その辺との関係がちょっと気になっていますが。

【総合教育センター所長】

現在のところ、これまでの名称のままということになっております。

【委員】

動向を見ておいていただけたらと思います。

【総合教育センター所長】

わかりました。

【委員長】

それでは、他に何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、続きまして、報告事項（6）について、西部公民館、お願いいたします。

【西部公民館長】

報告事項（6）「西部公民館の開館について」、報告いたします。

4月26日に開催されました西部公民館オープン式典には、委員長を初め委員の皆様方にはご出席いただきましたこと厚く御礼申し上げます。また、利用者及び地元で開催しました祝賀会も成功裏のうちに終了いたしましたことをご報告申し上げます。

現在の利用状況でございますが、建て替え前は平均年間55%の稼働率でございましたが、現在、社会教育登録団体68団体、また市外などの一般利用団体60団体が、現在1カ月足らずでございますが、75%の稼働率となっております。また、同施設に併設されます児童ホームでございますが、延べ14日間でございますが、1日平均170人の利用がございます。活気のある施設に変わっております。

以上、報告を終わります。

【委員長】

順調な滑り出しでよかったですね。

ご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは報告事項（7）について、文化課、お願いします。

【文化課長】

第21回の文学賞の募集が6月16日から開始となります。募集の内容につきましては、6月15日号の広報ふなばしに掲載され、その前には募集要項を各公民館及び各図書館で配布させていただきます。募集は例年どおり、小説、児童文学、詩、短歌、俳句の5部門でございますが、本年度から各部門で電子メールによる募集を開始いたします。その方法につきましては、応募規定、その他、第3項目に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上です。

【委員長】

応募期間はかなり長く設定されていますね。

何か、ご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、続きまして、報告事項（8）について、文化ホール、報告願います。

【文化ホール館長】

市民文化ホールは、昭和53年に開館し、今年で30年になります。開館30周年記念のマーラーの「復活」の演奏会についてご報告申し上げます。

6月15日の日曜日に、市民でつくる代表的なオーケストラの船橋フィルハーモニー管弦楽団と、今回のために募集し結成しました市民合唱団により演奏会を行います。指揮は、地元出身で活躍中の田久保裕一氏、ソリストに二期会の2人の方をお迎えします。合唱団は2月に結成し、以後、毎週、練習を重ねております。

先日、初めて田久保氏の指導のもと、オーケストラと合唱の合同練習を行いました。オーケストラが約100名、合唱団が約130名、オーケストラピットを出しても、やっと全員が舞台に乗るという総勢200名を超える大演奏で、壮観で見事なものでした。音楽レベルの高い船橋市だからこそ可能となる、市民による手づくりの演奏会だと考えております。お手元にご案内を配らせていただきましたが、ぜひ委員の皆様にもお聞きいただければ幸いです。

以上でございます。

【委員長】

質の高い演奏会を皆さんに楽しんでいただければと思います。
ただいまの報告について、何かご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは続きまして報告事項(9)について、郷土資料館、報告願います。

【郷土資料館長】

昨年の市制70周年記念事業の一環といたしまして、資料図録「新版 船橋のあゆみ」を刊行いたしましたので、ご説明いたします。

この図録の刊行に伴い、市制70周年記念特別展「船橋のあゆみ」を、船橋市の2つの博物館であります郷土資料館と飛ノ台史跡公園博物館で合同開催いたしました。これに際しまして調査研究した成果を資料として、両館の学芸員が共同編集したものでございます。内容は、船橋の古代から現代までの歴史を写真や図版を広く使って分かりやすくまとめてあり、船橋の歴史を探る学習資料としても最適であると思っております。

6月1日から市民へ有償頒布を開始いたします。頒布場所は郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館及び市役所の行政資料室の3か所でございます。価格は1冊500円です。なお、小・中学校へは無料で配付させていただきます。

以上でございます。

【委員長】

写真がたくさん入って、なかなか力作ですね。子供たちが誇りに思える船橋市の歴史という感じになっています。

ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして報告事項（10）について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

報告事項（10）「第41回船橋市少年少女交歓大会の実施報告について」、報告いたします。

お手元に資料2枚をお配りさせていただきました。

1枚は、市のホームページに掲載しております少年少女交歓大会の記事でございます。もう1枚は、大会当日、読売新聞社の広報車が現地で編集発行した特別号外でございますので、ご覧ください。

ホームページの記事にございますように、5月11日、当日はあいにくの小雨の天気でありましたが、予定どおり午前9時半に運動公園の陸上競技場で交歓大会の開会式を行うことができました。式典終了後、午前10時から各コーナーのイベントや模擬店が一斉に開始され、野球教室をはじめ、よさこいソーラン、キッズダンス、お化け屋敷など、多くのイベントが行われました。朝方の雨のため、参加者の出足が思わしくありませんでしたが、10時半過ぎには雨もやみ、おかげさまで事故もなく、およそ4,900人の参加者でにぎわいました。なお、山本委員さんにおかれましては、交歓大会にご来場いただきましてありがとうございます。

以上でございます。

【委員長】

お天気をお祈りしていましたが、出だしのところがちょっと残念で、ご苦労だったと思います。でも写真で見ると10時以降は外で何とか開催できたようですね。

【青少年課長】

おかげさまで、外でいろいろな催し物ができました。

【委員長】

この件について、何かご質問等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは続きまして、報告事項（11）及び報告事項（12）について、続けて生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

報告事項（11）「M I Pスポーツ・プロジェクト（N P O）主催事業について」、ご説明いたします。

N P O、M I Pスポーツ・プロジェクトの主催するスポーツゲームズに応募いたしましたところ、20年度分に本市が採択されたものでございます。スポーツゲームズといえますのは、子供たちを対象として、トップアスリートと一緒にさまざまなスポーツを経験し、スポーツライフをより豊かにするためのきっかけを与えることを目的としたイベントでございます。本市は、船橋市サッカー協会第4種委員会の協力を得まして、8月30日、運動公園で実施いたします。

続きまして、報告事項（12）、ホテルの里のご紹介でございます。

毎年行っておりますが、本年度は6月3日から8日の6日間、1年かけて育てましたホテルを市民の皆様開放したいと思います。ぜひ委員の皆様方にもお越しいただければと思います。大変混雑が予想されます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【委員】

このプログラムが採択されたのご説明いただいたんですけども、競争的に採択されるような性質のものなのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

やはりこれだけのトップアスリートがいらっしゃいますので、それなりに規模を有した市でなければ開催はしてくれないと思っております。

【委員】

頑張って名乗りを上げていただいたので、この機会に触れて、皆さんも楽しんでいただけて、よかったですね。

ホタルも見た目いっぱいという感じになるのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

幼虫は9,000用意して、実際に成虫になるのが1,000匹ということで、9割方は死んでしまうということです。

【委員長】

そうですか、貴重なホタルの出会いのときに私たちが遭遇できればラッキーという感じですね。では、幸運を祈りましょう。

本件について、他にご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

本日、予定していました議案等の審議は終了いたしました。他に何かございますか。

【学務課長】

本日、新聞等で報道されました本市教員の行政処分につきましてご報告をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【委員長】

どうぞ。

【学務課長】

それでは、平成20年4月28日に船橋市立高根中学校教諭、吉田和彦（47歳）が引き起こしました酒気帯び運転追突事故につきまして、昨日、平成20年5月21日に開催されました千葉県教育委員会会議で該当教諭に対する行政処分が決定いたしましたので、ご報告いたします。

教育委員の皆様には、事故当日に事故の概要等についてご報告させていただいたところでございますが、後日判明した内容もございますので、改めて事故の概要からご説明申し上げます。

吉田教諭は、4月28日午前5時35分ごろ、埼玉県新座市の国道254号線を時速約50キロメートルで走行中、考え事をしていて、ブレーキを踏むのがおくれ、前方を走行していた大型特殊クレーン車に追突いたしました。事故現場での新座警察署員による取り調べ中に酒気が感じられたため検査が実施され、その結果、呼気1リットル中に

アルコール0.45ミリグラムが検出されたために、酒気帯び運転による道路交通法違反で現行犯逮捕されたということでございます。

吉田教諭は29日に釈放されたのですが、その際に校長と私で聞き取りを行った中で、前夜の9時ぐらいから午前零時ごろまで、自宅でウイスキーを飲みながらテレビを見た。量は約半分ほど飲んだということを認めております。

千葉県教育委員会では、このような行為は公教育に寄せる県民の信頼を損ね、その職を著しく傷つけ、地方公務員法第33条、信用失墜行為に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号、全体の奉仕者としてふさわしくない行為に該当するものとして、免職処分とすることを決定し、教育委員会終了後、直ちに本人に対し辞令を交付いたしました。

報告は以上でございます。

【委員長】

学務課長から厳しい口調で今、報告いただきましたが、この件だけでなく、最近は大社会的に重責を担っていらっしゃる方が様々な問題を起こしていますので、心して進めたいと思います。

他に何かございますか。

【委員】

小学校、特に中学校で結構ですけれども、3年間、無遅刻、無欠席という「皆勤賞」ってございますよね。この「皆勤賞」を表彰するように、船橋市教育委員会から各学校へ通知などしているのかということと、現在、実際に小学校、中学校で皆勤賞制度をどのくらいの割合で設けているのか、その賞の授与する方法、例えば卒業式が終わった後、教室の中で行うのか、卒業式会場で行うのかということについてお聞きしたいと思います。

私は2、3校の卒業式に行きましたが、皆勤賞を表彰している学校もあれば、そうでない学校もあるので、表彰するようにすれば子供たちにとっては非常に励みになるのではないかと思います。先日、八千代松陰高等学校の視察に伺いましたが、同校の山口久太先生の本に、「若いころに自分が9年間、皆勤賞をもらって、いまだに私はその賞状と記念品を大切に持っている」という内容の記述があり、あの偉大な先生でさえ「皆勤賞」というものを、すごく重要視されているということを知りました。本市における「皆勤賞」の現状を知らないものですから、教えていただきたいと思いました。もしできましたら、お調べいただき、また次回の教育委員会会議で教えていただければと思います。

【学校教育部長】

船橋市教育委員会が各学校に皆勤賞を設けるようにというようなことは言ってませ

ん。各学校独自にきつとそれぞれの学校の方針のもとに実施していると思いますが、現在どのくらいの学校で実施しているのか、そしてどういう方法で授与をしているかについては、まだ把握しておりませんので、これからお時間をいただいて、調査させていただきたいと思います。

【委員長】

ほかにはいかがですか。

【委員】

先日、他市のことですが、入学金を納めない生徒が入学式に出られなかったという事例がありました。船橋にも市立船橋高校がありますが、同様の事態があるのでしょうか。

【学務課長】

市立船橋高校につきましては、事前の振り込みという形になっております。

【委員】

振り込みの猶予期間というのは、ある程度長期間にわたって設定されているのでしょうか。

【学務課長】

すみません、手元に資料がないので、後でご回答します。

【委員長】

はしかの件について、以前もこの場でお話がありましたけれども、葛南教育事務所管内でまた発生している気配があるという情報が入ってきました。本市の隣ぐらいが割とメインで発生しているということですので、またそこのところをしっかりと対応していただきたいと思います。

【保健体育課長】

その件に関しましては、1人でも出た場合には保健所に報告していますので、統計として、資料はきちんととっております。

【委員】

児童生徒では今まで発生していないということですね。

【保健体育課長】

現在、発生していません。

【学務課長】

新規採用者が予防接種をしているのかどうかということについて、現在、千葉県教育委員会に確認をしております。予防接種を受けていない場合は採用時に必ず受けさせるよう、こちらからも要望していきたいと考えております。

【委員】

教育実習生についてはどうですか。

【指導課長】

教育実習生に関しましても、その証明書を出していただくようにしております。

【委員長】

では、問題になることはなく、皆さんで対応されているので安心いたしました。
他に何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、これで教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。